監査報告書

令和８年５月２６日

社会福祉法人播磨町社会福祉協議会
会長　近　藤　龍　樹　様

監事　平﨑泰秀　㊞
監事　大西伝和　㊞

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの令和７年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

２　監査意見

１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

２）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

3）監査意見（補足）

事　項	監　査　意　見
（1）役員・理事会等に関する事項	・理事会への理事の出席状況は良好である。 ・理事会及び評議員会における審議は適正に行われている。 ・議事録は定款細則にもとづき適正に作成されている。
（2）事業に関する事項	・社協の事業は多岐に渡ると思います。広くやることが社協の使命かと思います。それぞれの部署に専門職がいると思いますが、障がいや高齢は特化したサービス事業であり、利用者の取り合いになっている側面もあると思います。そのような中、各部署の連携による社協の事業の強みを啓発・周知することで利用者の獲得にもつながると思いますので、ご検討をお願いします。 ・自治会との連携という部分で、少ない戸数の自治会では役員数も少なく手が回りにくい現状もあると思われる。例えば「ふれあい・いきいきサロン」は４６自治会中３０自治会となっているが、上記理由により取り組めないところがあるのであれば、そこで埋もれてしまっている人もいるかもしれないので、そういった地区へのアプローチやサポートに入ることで、それがコミセン単位で行っている「はつらつ広場」の参加者増につながるかもしれないので検討ください。 ・ゆうあい園について、どのように利用者を増やしていくのか、他の部署、他の事業を通じたサポートもできるという社協の強みを活かした取り組みもできるのではないか、また今後この事業の継続性も視野に入れて見極める時期も来るのでないかと思います。 ・部署によっては人員の欠員が発生しており、人手不足の解消をどうしていくのか、合わせて入職された方の職場定着をどのように図っていくのかまた事業をサポートして下さるボランティアの不足についても、広報等による参加呼びかけをされているが、こちらについても事業継続に大切なことであるので頑張っていただきたい。 ・R7.4 月からの新規受託事業の居場所づくり支援事業では、町内の活動先への訪問を重ね、情報収集と整理に努められた。団体同士のつながりづくりのための交流会、情報発信のための SNS の活用もされ、それぞれの活動者・団体が継続的に活動ができるよう支援ニーズに応じた関わりをしていただきたい。
（3）資産管理に関する事項	・現金の実査、預貯金の残高証明・通帳等との照合を行った結果、正確であった。 ・資産の総額の変更登記は、期限内に適正に行われている。
（4）会計管理に関する事項	・会計帳簿は、適正に経理されており、証憑類、その他書類も適正に保存されている。 ・決算手続きも適正であり、その結果、作成された財務諸表も適正である。
（5）人事管理	・就業規則や給与規程の改正が行われているが、適正に審議されている。